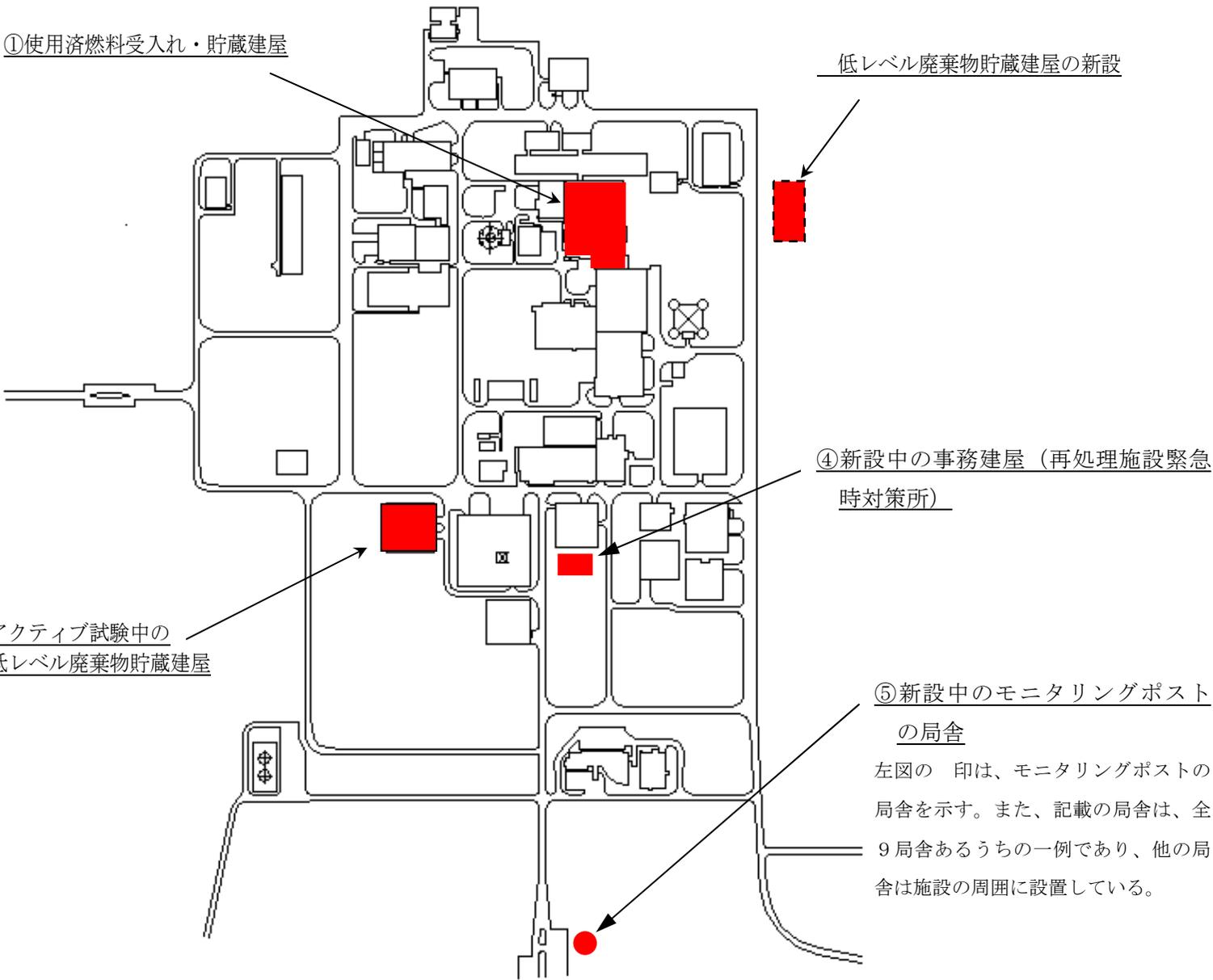


保管廃棄能力向上および火災防護設備、電気設備設置の概要

概要	主な内容
 <p>①使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</p> <p>②アクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋</p> <p>④新設中の事務建屋（再処理施設緊急時対策所）</p> <p>⑤新設中のモニタリングポストの局舎</p> <p>低レベル廃棄物貯蔵建屋の新設</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の空きスペースを活用し、最大保管廃棄能力約 430 本の低レベル固体廃棄物の貯蔵室を設置する。</p> <p>アクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部（最大保管廃棄能力約 50,000 本のうち約 7,500 本）を再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できるように施設区分を変更する。</p> <p>最大保管廃棄能力約 13,500 本の低レベル固体廃棄物貯蔵建屋を新設する。</p> <p>新設中の事務建屋（再処理施設緊急時対策所）に、火災防護設備（火災検出装置等）及び電気設備（電源ケーブル等）を設置する。</p> <p>新設中のモニタリングポストの局舎に、火災防護設備（消火器）を設置する。</p>